

# モロッコの投資環境

2015年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

海外調査部 中東アフリカ課

## 目次

<b>I. 対内直接投資動向</b> .....	<b>1</b>
<b>II. 投資環境</b> .....	<b>2</b>
1. 賃金・人件費 .....	2
2. 税制 .....	2
<b>III. 外国投資促進政策</b> .....	<b>3</b>
1. 法的枠組.....	3
2. 投資促進制度 .....	5
3. 投資誘致機関.....	6
4. フリーゾーン（税制優遇ゾーン）の設置 .....	8
<b>IV. インフラ整備状況</b> .....	<b>13</b>
1. 高速道路.....	13
2. 鉄道.....	14
3. 空港.....	14
4. 港湾.....	15
5. 電力.....	15
<b>V. 投資の保護</b> .....	<b>15</b>
<b>VI. 投資の際の注意事項</b> .....	<b>16</b>
<b>VII. 日系企業の進出状況</b> .....	<b>16</b>

## I. 対内直接投資動向

モロッコは、北アフリカではエジプトに次ぐ第2位の直接投資受入国となっている。政治・社会的緊張により北アフリカへの投資が縮小する中、モロッコは安定した成長を続けており、順調に投資が集まっている。

モロッコ為替局によると、2014年のモロッコの対内直接投資額（報告・届け出ベース、フロー）は前年比6.7%減の365億ディルハム（以下、DH）（約4,563億円、1DH = 約12.5円）であった。産業別では、不動産業が最大のシェア（29.5%）を占め、前年比で42%増加した。シェア2位の製造業（27.1%）は35.7%の大幅減、観光業（9.3%）は1.5%増、商業（7.1%）は14.2%増となった。

国別ではフランスが118億DHで全体の32.4%を占めており、過去5年を通じて最大の投資国となっている。次いでアラブ首長国連邦(UAE)が45億DH（構成比12.3%）、サウジアラビアが39億DH（10.6%）、米国が27億DH（7.3%）となっている。

フランスからの投資では、乳製品大手ダノンによるセントラル・レチエール(Centrale Laitière)の株式追加取得が目立つ。ダノンは2001年以降、モロッコ乳製品市場シェア60%を誇る同企業へ資本参加しているが、2013年に5億5,000万ユーロを投じ、同社への出資比率を67%にまで引き上げた。なお、2014年には2億7,800万ユーロを追加出資の上、出資率を90%まで拡大している。2007年以降、目立ちつつあるアラブ諸国からの投資は、UAEのアル・シャフィ(Al Shafi)投資グループによるダフラ(Dakhla)砂漠エコリゾート開発（投資額10億DH）など、観光・不動産部門に集中している。中国のシェアは0.6%と低いものの、前年比で4倍となった。中国はすでに華為技術（通信事業）や南京浦鎮車両廠（鉄道車両製造）などが事業を展開しており、2014年には南京浦鎮車両廠がモロッコ鉄道・工業設備公社(SCIF)と鉄道車両の製造および販売面で事業提携を行い、アフリカ市場向けの鉄道車両をモロッコで製造すると発表した。2014年11月に北京で開催された第1回モロッコ・中国経済フォーラムでは、両国の間でエネルギーや鉱物資源、金融、観光など幅広い分野でビジネス協力の合意がなされた。

モロッコの主要国・地域別対内直接投資 <報告ベース、フロー>

(単位：百万DH、%)

	2013年	2014年	
		構成比	伸び率
フランス	14,232.4	11,818.8	32.4 △ 17.0
UAE	3,029.2	4,484.6	12.3 48.0
サウジアラビア	1,948.7	3,869.6	10.6 98.6
米国	1,979.3	2,665.9	7.3 34.7
英国	2,519.7	1,920.8	5.3 △ 23.8
スイス	2,771.2	1,911.2	5.2 △ 31.0
スペイン	1,305.4	1,447.2	4.0 10.9
中国(参考)	51.4	202.6	0.6 294.2
日本(参考)	10.6	4.1	0.01 △ 61.3
合計	39,076.9	36,460.4	100.0 △ 6.7

(注) 2014年は暫定値

(出所) モロッコ為替局

モロッコを欧州や中東、アフリカ市場向けの製造拠点とする投資に加え、近年ではアフリカに進出しているモロッコ企業への投資も進む。UAE の大手通信事業者エティサラートは、2014 年に西アフリカで事業展開するモロッコ・テレコムの子株 53%を取得、同社の事業地域を拡大した。また、一人当たり GDP が 3,000 ドルを超えたことで国内消費市場の拡大を見込んだ投資も増えている。

## II. 投資環境

### 1. 賃金・人件費

法定最低賃金 <sup>1</sup> ： (産業、貿易、サービス部門)	2014年7月1日より、時給 12.85DH (161円) 2015年7月1日より、時給 13.46DH (168円)
平均賃金 <sup>2</sup> ：	民間平均給料は、月収 4,728DH (5万9,100円) 公務員平均給料は、月収 7,250DH (9万625円)
法定週労働時間：	44時間
社会保障費負担率 <sup>3</sup> ：	従業員負担分 6.48% 雇用者負担分 20.48%

### 2. 税制<sup>4</sup>

① 付加価値税	20% ※物・サービスによっては軽減税率(14%、10%、7%)を適用
② 法人税	30% (金融機関、保険会社等は 37%、年間純利益 30万 DH 未満の小企業は 10%)
③ 個人所得税	最大税率 38% 年 30,000DH 以下の収入に対して 0% 年 30,001 以上 50,000DH 以下の収入に対して 10% 年 50,001 以上 60,000DH 以下の収入に対して 20% 年 60,001 以上 80,000DH 以下の収入に対して 30% 年 80,001 以上 180,000DH 以下の収入に対して 34% 年 180,001DH 以上の収入に対して 38%

その他、関税、輸入特別徴収税、地方法人所得税、事業税、都市税、都市管理税、登録税、国内消費税(タバコ税、石油税)などがある。

<sup>1</sup> L'USINE NOUVELLE、2014年5月5日付記事

<sup>2</sup> La Vie Eco、2014年5月28日付記事。在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書(2014年3月)によれば、モロッコにおける労働賃金は以下のとおり。単純業務：最低賃金レベル、秘書・アシスタント：4,000~1万5,000DH/月、課長：1~3万DH/月、部長：2.5~6万DH/月

<sup>3</sup> モロッコ社会保障庁 (CNSS)

<sup>4</sup> モロッコ投資開発庁 (AMDI)

2013年から「社会連帯支援金」制度も一時的に導入された。年間純利益 1,500 万 DH 以上を計上している企業から利益の 0.5%~2.0%に該当する特別税を徴収している<sup>5</sup>。個人収入に対しては、2013 年 1 月より 3 年間の期限付きで、課税所得 36 万 DH 以上に対し 2~6%の幅で源泉徴収される。

モロッコは現在、49 カ国と二重課税防止のための二国間租税協定を締結している<sup>6</sup>。スウェーデン（1961 年締結）やフランス（1970 年）を始め、北アフリカではチュニジア（1974 年）やエジプト（1989 年）、また米国（1977 年）、ロシア（1997 年）とも締結。アジアでは韓国（1999 年）、マレーシア（2001 年）、中国（2002 年）と締結しているが、日本とは未締結である。

### Ⅲ. 外国投資促進政策

外国投資の促進はモロッコ経済政策の重点事項の 1 つである。外国投資家は、一部の産業部門<sup>7</sup>を除き、自由に投資することができる。

#### 1. 法的枠組

##### ①投資憲章（Charte de l'investissement）

モロッコは 1995 年 11 月 8 日、それまで産業別に定めていた投資法を 1 つにまとめた投資憲章を發布した。同憲章は、政府の向こう 10 年の投資政策の方向性と投資促進施策を定めている。政府は特に、投資にかかわる行政手続きの簡略化を目指しており、投資促進措置の統一化、投資に必要な設備材および投資関連の税制負担の軽減、地方開発のための優遇政策の規定、輸出・雇用の振興など一連の措置を規定している。

農業部門を例外（憲章第 24 条）として、その他の産業については、投資支援を受けるための国籍条件が撤廃された。また、外国投資家または在外モロッコ人が外貨建ての投資を行う場合、国内通貨ディルハムと外貨とを自由に交換できる制度を導入し、これによって外国投資家は事前の許可なしにモロッコで投資事業を自由に行え、投資利益も金額・期間の制限なく国外に自由に送金できるようになった（同第 16 条）。

##### 〈税制優遇措置〉

- ・ 同憲章により 35%に引き下げられた法人税率（第 7 条 A）は、2008 年 1 月 1 日以降さらに 30%に引き下げられている。財・サービスの輸出企業は、操業開始後 5 年間は免税、その後は法人税率の 50%免除（即ち 17.5%、第 7 条 B）
- ・ 設備財投資については、税引き前利益の 20%を限度に、投資のための引当金を控除（引当金は予定投資額の 30%を超えてはならない）（第 10 条）

<sup>5</sup> 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書、2012 年 12 月、モロッコ投資開発庁（AMDI）

<sup>6</sup> 税務局（<http://portail.tax.gov.ma/>）、為替局「GUIDE DE L'INVESTISSEUR ETRANGER EN MATIERE DE CHANGE」

<sup>7</sup> 戦略的資源の運営に直接関係する部門、例えば主要資源のリン鉱石は国営リン鉱石公社（OCP）の独占、農地の購入は、外国投資家は不可能。

- ・ 事業全体について、特許税、都市税の 100%免除（第 12、13 条）
- ・ 投資にかかわる設備機器、組立部品、機械の輸入に対する VAT 免除（第 4 条）
- ・ 投資にかかわる設備機器、組立部品、機械の輸入に対する関税率を 2.5%から上限 10%の範囲内に引き下げ（通常 25%）（第 3 条）。

〈行政手続き〉

同憲章第 5 条は、投資に関わる行政手続きにおいて優遇措置を規定している。

- ・ 不動産業以外における土地取得のための登記税の免税
- ・ 不動産業のために獲得した土地への登記税率の 50%引き下げ(通常 5%が 2.5%)
- ・ 起業、増資のための登記税の引き下げ

2009 年「産業振興のための国家プログラム」の発表に伴い、同憲章改正への作業が開始された。

主な改革案は以下のとおりだが、未確定である。

	現行の憲章	改正案
対象となる投資プロジェクト(額)	2 億 DH 以上	1.5 億 DH 以上 (外資による投資の場合は換算額で 1 億 DH 以上) さらに、20 億 DH 以上または外資が外貨建てで投資する場合は国内通貨換算額で 10 億 DH 以上、または 5,000 人の定時雇用を創出する投資プロジェクトに関して、大規模投資に関する特別な優遇策が適用される。
投資支援	国からの補助金は投資額全体の 5%まで	投資額全体の 10%まで
不動産関連費	国からの補助金は不動産に関する支出額の 20%まで	不動産に関する支出額の 30%まで
外部インフラ費	国からの補助金は外部インフラに関する支出額の 5%まで	外部インフラに関する支出額の 10%まで
建設費	国からの補助金はなし	建設に関する支出額の 30%まで
設備費	国からの補助金はなし	設備に関する支出額の 10%まで
研修費	国からの補助金は研修費の 20%まで	研修に関する支出額の 20%まで

(出所) La Vie Eco 紙、2011 年 10 月 17 付記事

2013 年 6 月には、行政手続き文書の簡略化や手続きに要する時間とコストの削減を通じて投資促進を図るとして、企業設立、所有権の譲渡、電力網への接続などに関する 70 の措置を含む関連 5 省庁と首相との合意議定書が締結された。しかし、2015 年 3 月時点で投資憲章改正作業は依然として継続中であり、モロッコ企業連盟 (CGEM) の副会長はモロッコ投資促進イベントにおいて政府に対し迅速な対応を求めている<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> LE MATIN、2014 年 3 月 8 日付記事

## 2. 投資促進制度

### ① ハッサン二世基金 (Fonds Hassan II)

繊維（衣料、皮革）産業、電子産業、自動車部品産業、航空部品産業、環境・リサイクル産業、及びナノテクノロジー・マイクロエレクトロニクス・バイオテクノロジー等への新規投資プロジェクト（設立あるいは拡張）で、投資総額が 1,000 万 DH を超え、そのうち設備投資額が 500 万 DH（輸入関税および税を除く）を超える事業を対象に以下の補助を行う<sup>9</sup>。

- ・ 不動産およびビジネス用の建物建設コスト（土地収用コストも含む）の最大 30%（但し 1 m<sup>2</sup>あたりの最大単価 2,000DH（税抜き））
- ・ 新規設備・部品購入コスト（輸入関税および諸税を除く）の最大 15%

これらの補助は、全投資総額の 15%、または 3,000 万 DH を超えない額までとされているが、政府が指定する観光整備地域の場合は 100%の補助が受けられる。また、設備投資が 2 億 DH 以上（輸入関税及び税を除く）の航空産業におけるプロジェクトは、複数段階に分けて補助を受けることができ、各段階はファンドの拠出対象となりうる。自動車産業用機器製造分野における投資対象プロジェクトは、型打ち、プラスチック射出、ツールおよび金型製造で使用される輸入中古設備購入に対し、最大 15%まで補助を受けることができる。

商工業・投資・デジタル経済省、経済・財務省の代表からなる合同委員会がプロジェクトを審査し、補助対象となるプロジェクトを決定する。2000 年に設置されて以来、当基金の補助金を受けた企業には、矢崎総業、ボーイング、サフラン、フルーツ・オブ・ザ・ルームなどが挙げられる<sup>10</sup>。

### ② 投資促進基金 (Fonds de Promotion de l'Investissement)

前述の投資憲章第 17 条により投資促進基金が設置され、2001 年 1 月に出された政令 (No.2-00-895) 及び 2004 年の政令改正 (No.2-04-847) により以下に規定されている。国と契約を締結し、投資総額が 2 億 DH 以上、または 250 人以上の正規社員雇用創出、または技術移転や環境保護プロジェクト、あるいは指定地方都市<sup>11</sup>での投資プロジェクトに関して、プロジェクト実施に関わる土地収用の 20%、インフラ整備の 5%、人員養成費用の 20%まで補助する。2003～2009 年では、24 のプロジェクトへ総額 3 億 2,900 万 DH の補助金が支出されている<sup>12</sup>。

### ③ その他の特別制度

- ・ 2000 年 1 月以降、2 億 DH 以上の投資を実施する企業については、投資案件実施に必要な設備財、機械、資材、部品などへの輸入関税および VAT が 100%免

<sup>9</sup> AMDI ホームページ

<sup>10</sup> La VieEco、2009 年 1 月 23 日付記事

<sup>11</sup> Al Hoceima, Berkane, Boujdour, Chefchaouen, Es-Semara, Guelmim, Laâyoune, Larache, Nador, Oued-Ed-Dahab, Oujda-Angad, Tanger-Assilah, Fahs-Bni-Makada, Tan-Tan, Taounate, Taourirt, Tata, Taza et Tétouan

<sup>12</sup> AMDI ホームページ (<http://www.invest.gov.ma>)

除されている。

- 低価格住宅の建設を手がける不動産開発業者には、5年間にわたり様々な免税措置が適用される。
- 2009年4月、自動車産業、繊維産業、皮革産業の輸出企業が行う人材養成に対し、1億8,000万DHの支援を決定した<sup>13</sup>。工場従業員から管理職ポストまでが対象で、職業訓練費を国が助成する。1人あたりの訓練期間は最長10日間で、支援額は次のとおり：
  - 工場従業員：1日300DHで最高受給額4,500DH
  - 中間管理職：1日600DHで最高受給額9,000DH
  - 幹部クラス：1日2,000DHで最高受給額20,000DH
- 政府は、輸出促進のための税制優遇制度を設けており、財・サービスの輸出企業、及び政令で指定された包括的産業プラットフォーム（P2I）（後述のフリーゾーン参照）に進出している企業向けに製品を納める企業はその制度を利用することができる。輸出開始当初の5年間は法人税及び所得税が免除される。その後、法人税は17.5%、所得税は20%の優遇レートが適用される。ただし、サービス部門の輸出企業に関しては、上記の免税・減税処置は輸出によって得られた外貨収入分のみに適応される。

### 3. 投資誘致機関

#### ① モロッコ投資開発庁（Agence Marocaine de Développement des Investissements : AMDI）

2009年に設立された外国投資促進機関。商務・工業・新技術省（現商工業・投資・デジタル経済省）の管轄下に置かれていた外国投資局（DIE）が前身。外国・国内投資企業の投資受け入れ窓口であるだけでなく、モロッコの投資市場としての魅力を国内外に広報する活動を担う。後述のモロッコ投資局の行う多くの機能を果たすと同時に投資委員会の事務局も務めている。また、将来の経済発展を担う重点分野（製造業、商業、新技術部門）への投資促進を図ると同時に、地方投資管理センター（CRI）と協力しながら、投資の際に必要な手続き等の情報提供を行うことで投資企業を支援する。現在AMDIはマドリッド、パリ、フランクフルト、ローマ、ニューヨーク等に海外事務所を置き、モロッコへの投資を誘致するための活動を展開している<sup>14</sup>。

#### ② モロッコ投資局（Direction des Investissements）

投資局は経済・財政省の所轄である。同局はモロッコの経済振興に向け、そのために必要な投資戦略を策定し、投資対象部門を特定化する。同局はまた、投資誘致を進めるためにモロッコの詳細な情報を提供し、イメージ戦略の策定にも当たっている。

#### ③ 投資委員会（Commission des investissements）

1998年10月、国家機関として設立され、首相が委員長、関係各省の大臣が委員を

<sup>13</sup> L'economiste、2009年4月30日付記事

<sup>14</sup> モロッコ投資開発庁（AMDI）



務める。投資総額が2億DH以上の大規模な投資プロジェクトが政府補助金を受けるためには本委員会の承認が必要。その他に、投資の障害となる問題の解決、投資契約や協定の承認、投資環境改善あるいは投資局の効率改善のための提案等を行う。また、投資に関する一般的な状況について情報を収集し、投資環境の改善のためにあらゆる措置をとる。

#### ④地方投資管理センター (Centres régionaux d'investissement : CRI)

2002年、国王の政令により16の地方にCRIが設置された。外資管理機関としてwalis (知事) が管轄している。CRIは、企業創設支援窓口および投資支援窓口の2つを設け、地方投資に必要な情報を投資家に提供し、投資プロジェクト(2億DH未満)の実施に必要な様々な許認可を迅速に取得できるよう支援する。2億DH以上のプロジェクトに関しては、CRIがまずプロジェクトを審査し、その後適切な政府機関へ申請書を転送する。CRIは、上記のAMD I と並び、企業設立を望む投資家にとって有用な窓口となっている。

CRI センターの所在地	住所・HP	電話番号
CRI Laâyoune-Boujdour (Laâyoune Boujdour 地方)	Bd. Mekka, BP 2266 Laâyoune 70000 www.laayouneinvest.ma	+212 (0) 5 28 89 11 89
CRI Taza-Alhouceima-Taounate - Guercif (Taza Alhouceima 地方)	Quartier Calabonita, BP 213, Al Hoceima 32000 www.alhoceimainvest.ma	+212 (0) 5 39 98 39 79
CRI Guelmim Es Smara (Guelmim Esmara 地方)	Siège de la région, Bd Mohamed VI, 80000 Guelmim – BP 202 www.guelmiminvest.ma	+212 (0) 5 28 77 17 77 +212 (0) 5 28 77 15 55
CRI Agadir (Souss-Massa-Draâ 地方)	Bd. Mohamed V, immeuble iguenouane , 1er etage Agadir 80000 www.cri-agadir.ma	+212 (0) 5 28 84 91 10 / 82 69 77
CRI Kenitra-Chrarda-Beni Hssen (Gharb-Chrarda-Beni Hssen 地方)	19 avenue des F.A.R, Kenitra 14000 www.kenitrainvesti.ma	+212 (0) 5 37 37 46 27 / 37 43 99
CRI Settât (Chaouia Ouardigha 地方)	Siège de la Wilaya de la Région Chaouia-Ouardigha- Settât www.settâtinvest.ma	+212 (0) 5 23 72 37 61
CRI Marrakech-Tensift-Al Haouz (Marrakech-Tensift-Al Haouz 地方)	Jnane El Harti, Avenue John Kennedy, Guéliz, Marrakech 40020 www.crimarrakech.ma	+212 (0) 5 24 42 04 91/93
CRI de l'Oriental (Oriental 地方)	2, Bd Nations Unies, Oujda www.orientalinvest.ma	+212 (0) 5 36 68 28 27

CRI Casablanca (Grand-Casablanca 地方)	60 Avenue Hassan II , 20000 Casablanca www.casainvest.ma	+212 (0)5 22 48 18 88
CRI Rabat (Rabat-Salé-Zemmour-Za er 地方)	23 avenue de la victoire BP 8248, 1000 Rabat www.rabatinvest.ma	+212 (0) 5 37 77 64 00
CRI Doukkala-Abda – Bureau de SAFI (Doukkala-Abda 地方)	Avenue de la liberte, Ville nouvelle, Safi 46000 www.eljadida-invest.ma	+212 (0) 5 24 61 21 39 /01 54 / 01 58
CRI Tadla-Azilal (Tadla-Azilal 地方)	Bd. Beyrouth, Beni Mellal 23000 www.coeurdumaroc.ma	+212 (0) 5 23 48 20 72
CRI Meknès-Tafilalet (Meknès-Tafilalet 地方)	Avenue Okba Bnou Nafii, Hamria, Mekès www.meknesinvest.ma	+212 (0) 5 35 52 12 43
CRI Fès-Boulemane (Fès-Boulemane 地方)	Place de la Résistance, Angle Bd. Moulay Youssef et Allal Alfassi, Fès www.crifes.ma	+212 (0) 5 35 65 20 57
CRI Tanger-Tétouan (Tanger-Tétouan 地方)	Avenue Omar Ibn El Kattab www.investangier.com/	+212 (0) 5 39 34 23 03 / 04
CRI Dakhla (Oued Eddahab-Lagouira 地方)	route du nouveau port, hay Arrahma, - 73000 - Dakhla http://dakhla-invest.com	+212 (0) 5 28 89 85 44

#### 4. フリーゾーン（税制優遇ゾーン）の設置

1995年1月に輸出のためのフリーゾーンの設置が規定され、各フリーゾーンは政令により創設されることとなった。既に、タンジェ輸出フリーゾーン、タンジェ・地中海港ロジスティック・フリーゾーン、ケニトラ輸出フリーゾーン（アトランティック・フリーゾーン）が開設されている。このほか、農産・水産加工品中心のフリーゾーンをダフラ（Dakhla）及びラーユーン（Laâyoune）に、炭化水素エネルギーストックのためのフリーゾーンをケブダナ（Kebdana）及びナドール（Nador）に設置している<sup>15</sup>。また、2013年にはカサブランカ近郊のヌアサー（Nouaceur）に航空産業ゾーンであるMIDPARCが開設されている。

##### 【事例1】タンジェ・フリーゾーン（TFZ<sup>16</sup>）

タンジェフリーゾーン（TFZ）はモロッコ初の輸出フリーゾーンとして1999年に創設された。2013年2月現在、開設している第1・第2区には647の企業が進出し、雇用創出は4万人超で、投資総額は60億DH以上に上る。進出企業の約50%は自動車部

<sup>15</sup> AMDI、Aujourd'hui Le Maroc、2010年2月2日付記事

<sup>16</sup> タンジェ・フリーゾーン HP (<http://www.tangerfreezone.com/fr/projet-industriel-en-activite>)

品関係であり、2013年には照明システム製造の仏ヴァレオ（Valeo）が2番目の工場開設（107人の雇用予定）を発表した<sup>17</sup>。他には電子、航空、ロジスティック、農林水産・食品、繊維関係のオフィス、工場、研究開発センターがある（2013年2月、TFZへのヒアリングによる）。日系企業では、矢崎総業、住友電装、フジクラが進出し、自動車メーカー向けのワイヤハーネスを製造している。また、ルノー進出に伴い、自動車部品メーカーのデンソー、タカタが工場を設置した<sup>18</sup>。

TFZはタンジェ国際空港に隣接し、タンジェからは12km、タンジェ地中海港からは60km（高速道路で繋がっており所要時間40分）の距離に位置している。日系企業以外では、フォルクスワーゲン、デルファイなどの外国企業が既に進出。2009年1月より第3区の整備工事がスタートし、現在は総面積500haまで拡張されている。TFZを運営するタンジェ地中海特別局（TMSA）は2007年にISO9001、2008年にはモロッコ企業総連（CGEM）により企業社会責任ラベルの認定を受けている。またフリーゾーン内の土地は賃貸、購入とも可能である。

#### 主な税制・雇用優遇策<sup>19</sup>

- ・輸入関税免除
- ・関税手続き簡素化
- ・法人税5年間免除及びその後20年間8.75%に減税
- ・個人所得税5年間免除及びその後20年間80%免除
- ・土地取得に関する登記税免税
- ・職業税（Taxe professionnelle）15年間免除
- ・付加価値税（VAT）免除

ファイナンシャル・タイムズ・グループの雑誌「FDI（フォーリン・ダイレクト・インベストメント）」誌は、タンジェ・フリーゾーンを、2012~2013年のフリーゾーン・世界ランキングで第6位にランク付けした。フリーゾーンの規模、創出された雇用、進出した企業の数、優遇措置、港湾・空港インフラ、アクセスの容易さ、輸送網の効率、新規企業誘致のために打ち出されている優遇措置や戦略などが、ランキング選出の基準となっている<sup>20</sup>。

#### **【事例2】 タンジェ地中海港ロジスティック・フリーゾーン（通称：メッドハブ）**

第1タンジェ地中海港内に設置されたロジスティック・フリーゾーンは、2008年12月に開設。TMSAの100%子会社であるメッドハブ（Medhub）社が運営を行う。現在37.5ha（1万1,000m<sup>2</sup>の倉庫、2,500m<sup>2</sup>の事務所スペースなど）が稼働し、ジオディス（Geodis）<sup>21</sup>やマキタなど23社が入居済み。倉庫、事務所スペース、作業場スペース、ワンストップショップ（税金・行政手続き一括窓口）等を兼ねた同フリーゾーンは、第1フェーズ（2008~2014年）で133haまで拡張され、1万人の雇用創出を目指す。

<sup>17</sup> ANIMA Invest Network

<sup>18</sup> 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書、2012年12月

<sup>19</sup> モロッコ国税庁（Direction Générale des Impôts）2012年版課税ガイドライン

<sup>20</sup> fDiIntelligence誌記事、上位の5ゾーンは、ドバイ空港フリーゾーン、ドバイ・ファイナンシャル・センター、上海・外高橋保税區、マレーシア・イスカンダル開発地域、アラブ首長国連邦・ドバイオテック。

<sup>21</sup> フランスの運送・ロジスティック会社。ヨーロッパ市場第4位に位置し、120カ国にネットワークを持つ。2008年よりSNCF（仏国鉄）が57%の株主権を獲得し、国営化されている。

第2 タンジェ地中海港が完成する最終段階には、総面積 250ha のフリーゾーンとなる計画で、同施設内で営業する企業には、TFZ 同様の税制優遇策が適用される。同ゾーン内の施設は賃貸のみ可能で購入はできない。賃貸料に関して、基本料金等は公表されていないが、欧州並みと言われている。

2014 年度の課税ガイドラインによれば、タンジェ地中海港ロジスティクス・フリーゾーンには、法人税と所得税は 2014 年 1 月 1 日～2014 年 12 月 31 日、引き続き免税となる。職業税も免除されるが、市町村サービス税は引き続き課せられる<sup>22</sup>。

#### タンジェ地中海港（通称：タンジェメッド港）

タンジェ（タンジール）はモロッコの最北部に位置し、ジブラルタル海峡をはさみスペインのアルヘシラス市まで約 14km の距離にあることから、欧州市場（特にスペイン、フランス、イタリア）及び西アフリカへの物流・輸出拠点として地理的に大きな優位性を持つ。さらに、近年ルノーが大規模な生産工場を設置することを決定して以来、自動車部品産業を中心に注目を浴びており、多くの外国企業が進出を計画している。

タンジェ地中海港プロジェクトは、2つの港（第1・2 タンジェ地中海港）から成り、4つのコンテナ用ターミナル、旅客ターミナル、自動車輸出入ターミナル、石油・ガスターミナル、ロジスティック・フリーゾーンなどを含む総合港湾開発計画。全ての整備工事が完了する 2016 年を目途に、コンテナ処理総数 800 万 TEU、700 万人の旅客、70 万台のトラック、100 万台の自動車などを処理できる港湾施設となる予定で、コンテナ処理数だけでもアフリカ大陸最大の港となることが予想されている（世界ランキングでも第 15 位レベル\*）。現在、第 1 タンジェ地中海港が稼働しており、コンテナ処理能力は年間 300 万 TEU、2008 年にはモロッコの港としては初めて ISO9001 認定を獲得している。第 2 タンジェ地中海港整備工事は 2009 年 7 月より着工されており、完成予定は 2016 年。さらに第 1 タンジェ地中海港内には、ロジスティック・フリーゾーンが 2008 年 12 月に開設された。現在 37.5ha が稼働しているが、計画では 2014 年を目途に 133ha まで拡張される予定。また、第 1 タンジェ地中海港には自動車輸出入ターミナルが、2012 年 2 月に完成した<sup>23</sup>。この自動車専用ターミナル 18.5ha の内 13ha は、タンジェ近郊のメルーサに建設され、2012 年 2 月に新たに操業を開始したルノー・日産工場に割り当てられる\*\*。

2013 年 3 月には、タンジェ地中海港から 22km、メルーサのルノー・日産工場正面に位置する新たな産業フリーゾーン、オートモーティブ・シティ（第 1 段階 55ha、総面積 300ha）がほぼ完工した。現在、自動車用段ボール製造企業であるスペインの Europac など 6 社が進出している。投資額は 5300 万ユーロに上る<sup>24</sup>。

タンジェとカサブランカは高速道路で結ばれており、所要時間は 3 時間弱。さらに高速鉄道（TGV）敷設計画がフランス国鉄（SNCF）との間で進んでおり、2011 年 9 月に着工し、2015 年に竣工の予定。開通後カサブランカ-タンジェ間の所要時間は 2 時間 10 分へと短縮される。

\* World Port Rankings 2013 コンテナ処理数でアフリカ大陸第 1 位となっているのがポート・サイド・イースト（Port Said East）港（エジプト）でコンテナ処理数 312 万 TEU、第 2 位のダーバン港（南アフリカ）が 271 万 TEU となっている。世界第 1 位は上海で 3,362 万 TEU。東京港は 532 万 TEU。

\*\* ルノーは 2012 年 2 月、タンジェ地中海港から南西 22km に位置するメルーサ工業ゾーンに大規模な生産工場を開業。全工業ゾーン面積の約 3 分の 2 にあたる 314ha がルノー・日産の工場となる。2009 年 10 月に第 1 フェーズの工事が始まり、2012 年 2 月に完成して操業開始。第 2 フェーズも 2013 年 10 月に操業を開始している。両者併せて、年間 34 万台の生産能力を有する。

#### 【事例 3】 ケニトラ輸出フリーゾーン（通称：アトランティック・フリーゾーン）<sup>25</sup>

2009 年 8 月、閣議においてケニトラ（ラバトの北方沿岸 43km）の輸出フリーゾーン開発が決議された。このフリーゾーンは「アトランティック・フリーゾーン（AFZ）」

<sup>22</sup> 2014 年版モロッコ国税庁課税ガイドライン

<sup>23</sup> LE MATIN 紙、2012 年 2 月 11 日付記事

<sup>24</sup> L'USINE NOUVELLE 2014 年 2 月 4 日付記事

<sup>25</sup> アトランティック・フリーゾーン HP (<http://www.atlanticfreezone.com/>)

と命名され、政府は 12 億 DH を投じ、2010 年末に建設工事を開始、2012 年に完工している。建設工事は、Medz（預金管理公庫：Caisse de Dépôt et de Gestion）とスペイン系のエドニア・ワールド（Edonia World）社が担当した。このフリーゾーンは自動車部品産業を中心に、あらゆる産業を誘致し、3 万人の雇用（そのうち直接雇用 2 万人）を目指している。ケニトラ市内にあり、ラバトから僅か 40km の距離で、国内の主要な港（カサブランカ・タンジェ）と主要な国際空港（カサブランカ）に、高速道路と鉄道で接続している。総面積 350 万 m<sup>2</sup> で、アフリカで最大の貿易特区の一つになる。

フリーゾーンの敷地の全体は、大別して「輸出免税ゾーン（Zone franche）」と「自由ゾーン（Zone libre）」から成る。輸出免税ゾーンは総面積の 3 分の 2（198ha）を占め、エレクトロニクス、ハイテク・ゾーンなどの製造工場、ロジスティック、オフィスが置かれる予定で、区画は 1,800m<sup>2</sup> からとなる。このゾーンは、少なくとも、85% を輸出向けに生産する企業が対象となる。輸出免税ゾーンで操業する企業は、以下の恩恵を受ける。

#### 法人税

- ・ 5 年間免除
- ・ その後 20 年間、8.75% の軽減税率適用
- ・ その後、輸出一般制度に基づき、17.5% が適用

利益や資本を自由に本国に送金可

商品への付加価値税（VAT）免除

関税の免除、および税関手続きの簡素化

全体の 3 分の 1 の 147ha を占めるフリー（自由）ゾーンでは、すべての企業が、輸出条件に一切拘束されることなしに設立できる。企業の円滑な経営に必要なすべてのサービスと設備を備え、ロジスティック、製造業、第三次産業向けのスペースもある。フリー（自由）ゾーンにおける区画は、1,750 m<sup>2</sup> から 2 万 6,000 m<sup>2</sup> までで、10 万 m<sup>2</sup> の区画もいくつかある。

オーストリアの自動車用電気部品メーカー、ヒルシュマン・アウトモティブ（Hirschmann Automotive）は、2012 年夏に、アトランティック・フリーゾーンの免税ゾーン内に工場を建設し、操業を開始した。また、2012 年 1 月には、フジクラ・オートモティブ（Fujikura Automotive）も、自動車用の電気ケーブルを製造する工場を、免税ゾーン内に建設し、操業中である。この他既に操業している企業に、チュニジアのコフィカーブ（Coficab）、米企業デルファイがある。デルファイは 2013 年にケニトラに 3 番目の工場を開設した（投資額 3 億 DH、1,700 人の雇用予定）。2013 年 6 月には、アメリカの自動車用シート・電気システム製造メーカーのリアが、フリーゾーンにモロッコ 3 番目となる工場を建設、操業を開始している。工場面積は 2 万 7700m<sup>2</sup>、最終直接雇用予定人数は 3,000 人。

ケニトラ市には、既に住友電装グループ、矢崎総業及び仏自動車部品会社フォレシア（Faurecia）などが生産ラインを設置している。

#### 【事例 4】 ヌアサー航空産業フリーゾーン (MIDPARC<sup>26</sup>)

ヌアサー航空産業フリーゾーン (MIDPARC) は、2013 年 9 月に開設された。総面積は 125 ha (第一フェーズにおける面積は 63 ha) となる予定で、9 億 DH の投資が必要となる。Medz が整備を担当し、運営及び商業化は MIDPARC (Medz 35%、仏アルセン 35%等) が行う。

当フリーゾーンでは、輸出企業は以下の税制・雇用優遇策を受けることができる。

- ・ 法人税 5 年間免除及びその後 20 年間 8.75%の軽減税率適用(その後は 17.5%)
- ・ 利益や資本の本国への自由な送金
- ・ 付加価値税及び関税の免除、税関手続きの簡素化

開設と同時に、カナダの航空機メーカー、ボンバルディアが工場建設に着手、同社は既に製品生産を開始している。2014 年 3 月には航空産業電子部品製造の NSE が工場を開設。同 6 月には、1 年前に議定書を締結、既に進出を決定していた米の電力システム管理機器メーカーの Eaton が、工場建設を開始している (投資額 1200 万ドル、500 人雇用予定)。フランスの EADS/Socata は、エアバス A321 胴体部分製造を目的にカサブランカ工場を拡大<sup>27</sup>、サフラングループのサジェムも MIDPARC に新たな工場 (4,000m<sup>2</sup>、2013-14 年での投資額 5,600 万 DH) の開設を発表し、2015 年までに 150 人の雇用創出を見込んでいる<sup>28</sup>。また、2011 年にモロッコ進出を決定していたカナダのボンバルディア・エアロスペースは 2013 年、MIDPARC の工場の一部操業を開始した。なお、ボンバルディアの投資額は 5 年間で 2 億ドル、2020 年までに 850 人の直接雇用を予定している<sup>29</sup>。

#### 【事例 5】 ダフラ輸出フリーゾーン

2009 年 11 月、閣議で、モロッコが実効支配している西サハラ南部のウエド・エダハブ州におけるダフラ輸出フリーゾーンの開発が決議された<sup>30</sup>。ダフラ輸出フリーゾーンは総面積 13.5ha、水産物資源の豊富な漁場に近接し、船舶、航空、陸上交通などによるアクセスが容易であるという利点がある。本フリーゾーンの対象となるのは、食料品、海産物・農産物の冷凍・処理・加工、食料品・海産物の流通・販売、繊維・皮革産業、冶金・機械・電気電子産業、プラスチック・包装業、港湾ロジスティックに関わる活動とサービス、建設・船舶修理業、海産物の低温貯蔵、上記の諸産業に関わるサービスなどである。

本フリーゾーン内で、外国を相手にして操業する商業、工業、サービス業は、国籍および国内外在住の如何にかかわらず、完全に自由に通貨交換ができる。輸出のために本フリーゾーンに出入りする商品、および、本ゾーンで生産される商品は、輸入、流通、消費、生産、または輸出にかかる、あらゆる税を免除される。また、企業の出資・増資、

<sup>26</sup> MIDPARC フリーゾーン HP (<http://www.midparc.com>)、L'USINE NOUVELLE 2013 年 10 月 1 日付記事、2014 年 6 月 24 日付記事

<sup>27</sup> L'USINE NOUVELLE、2013 年 7 月 10 日付記事

<sup>28</sup> L'USINE NOUVELLE、2013 年 10 月 2 日付記事

<sup>29</sup> L'USINE NOUVELLE、2013 年 10 月 1 日付記事

<sup>30</sup> Aujourd'hui Le Maroc、2010 年 2 月 3 日付記事

およびプロジェクトの実施に必要な土地の取得に関する登記料・収入印紙を免除される。さらに、プロジェクトの実施に必要な建物と設備に関して、最初の15年間、営業税が免除される。法人税は最初の5年間免除され、その後の税率は8.75%となる。そのほか、所得税が80%が減免され、都市税も15年間免除される。利益総額の10%が対象となる国家連帯貢献税、非居住者への配当金課税がそれぞれ非課税となり、居住者への配当金の場合には7.5%の軽減税率適用となる。フリーゾーンに入る物品への付加価値税も免除される<sup>31</sup>。

#### 【事例6】 ラーユーン輸出フリーゾーン I、II

2010年1月20日付け官報で、モロッコが領有を主張する西サハラ北部のラーユーンで、ラーユーン輸出フリーゾーンの開発が発表された。フリーゾーンIは総面積34.3ha、フリーゾーンIIは同109.9ha。ダフラ輸出フリーゾーンと同じ産業区分の諸企業を対象に、両フリーゾーンへの進出が認可される。水産物だけは、水揚げ後、現行法で定められている当局の検査を受けてから、フリーゾーン内に供給される<sup>32</sup>。

#### 【事例7】 西ナドール港フリーゾーン

2009年、地中海に面するナドールに新たな総合港湾が建設されることが発表された。フリーゾーン資格を有すエネルギー専用港湾として、地中海におけるエネルギー輸送の需要に応えることを目的としている。第1フェーズとして炭化水素燃料及び石炭の貯蔵施設を備えたターミナルを建設、第2フェーズとして、2018～2020年に飽和状態になると考えられているタンジェ・メッドを補足するコンテナターミナルの建設が予定されている。年間貨物処理能力は、エネルギーターミナルでは炭化水素燃料2500万トン及び石炭700万トン、コンテナターミナルでは300万TEU(20フィートコンテナ換算・200万TEU追加可能)。総工費は99億DHと見積もられており、着工は2015年、竣工は2019年を予定している。運営企業はモロッコ港湾局(ANP)とタンジェ地中海特別局(TMSA)の出資によるナドール・ウエスト・メッド(Nador West Med)<sup>33</sup>。

## IV. インフラ整備状況

### 1. 高速道路

モロッコ政府は2015年を目途に総延長1,800kmの高速道路を整備する予定であり、2014年2月時点でそのうちの1,416kmが開通(主にタンジェーラバトーカサブランカーマラケシュ間、ラバトーフェズ間、フェズーウジダ間など)している。円借款により支援されたマラケシュアガディール間高速道路は2010年6月に全区間開通済み。またタンジェからタンジェ・メッド港を繋ぐ高速道路も既に完成している。2014年には新たに、ベルシドーベニ・メラル間の一部が開通した。これは、2015年までに更に計画されている384kmのうち、竣工した最初の区間になる。この他に、ラバトを迂回す

<sup>31</sup> CRI Oued Eddahab ホームページ

<sup>32</sup> Aujourd'hui Le Maroc、2010年2月3日付記事

<sup>33</sup> L'USINE NOUVELLE、2014年12月24日付記事、オリエンタル地方開発サイト  
( <http://www.oriental-developpement.ma> )

る 41km (2011 年着工、2015 年末開通予定)、エル・ジャディダーサフィ間の 140 km (2013 年着工)、ティトメリル経由のカサブランカーベルシド間の 30.5km が予定されている<sup>34</sup>。

## 2. 鉄道

鉄道網の総延長は 2,120km (2013 年 3 月)<sup>35</sup>。2011 年 9 月、カサブランカーラバトータンジェ間を結ぶ高速鉄道 (LGV) 敷設工事の着工式が、国王及びフランスのサルコジ大統領 (当時) などの出席のもと行われた<sup>36</sup>。総工費は 18 億ユーロに相当するといわれ、そのうちフランス政府からの借款額は 9 億 2,000 万ユーロにのぼる (仏アルストムが約 4 億ユーロの契約で TGV 車両を受注)。工事完了は 2015 年を予定しており、完成した際のカサブランカータンジェ間所要時間は 2 時間 10 分へと短縮される。また、これにより中東・北アフリカ地域で初の高速電車網が誕生することとなる。鉄道公社は、2035 年までに総延長 1,500 km の高速鉄道 (LGV) 網を構築する基本計画を有している。

2003 年、モロッコとスペインは、ジブラルタル海峡に鉄道路線 (複線) を通す海峡トンネルの建設計画に合意した。2006 年にはスイスの会社ロンバルディ・エンジニアリング・リミテッド (Lombardi Engineering Limited) が、この海峡トンネル計画設計を受注し、作業が開始された。

都市交通に関しては、ラバト市とカサブランカ市で路面電車敷設が進行中である。2007 年に工事が始まったラバト路面電車は 2011 年 5 月 18 日に開通<sup>37</sup>。カサブランカ路面電車工事は 2009 年 5 月に着工され、当初の予定どおり、2012 年 12 月 13 日に運行を開始した<sup>38</sup>。

2009 年 11 月、仏アルストムがカサブランカ路面電車の車両 37 台を納入することが決定。購入総額は 20 億 DH、以後の維持費は 15 年契約で 6 億 9,500 万 DH となっている<sup>39</sup>。

## 3. 空港

モロッコには 16 の国際空港がある。2001 年に米国、2006 年には EU とオープン・スカイ協定を締結し、主要都市の空港拡張工事も急ピッチで進められている。2006 年には欧州の最大の格安航空会社、イーージージェット (Easyjet) とライアン・エア (Ryanair) が進出し、モロッコへの外国観光客数増加に貢献している。2012 年の利用乗客数は 1378 万人、そのうち 73% は欧州における利用乗客数が占めている<sup>40</sup>。世界各地との重要なエアポールとなっているカサブランカ空港には、2013 年 3 月時点、アメリカから 2 便、欧州から 32 便、アフリカから 18 便、中東から 4 便の直行便が運航している<sup>41</sup>。

<sup>34</sup> Aujourd'hui Le Maroc、2012 年 5 月 21 日付記事、LAVIEeco 2014 年 2 月 4 日付記事

<sup>35</sup> AMDI

<sup>36</sup> 仏紙フィガロ、2010 年 2 月 1 日付記事；仏紙ル・モンド、2011 年 9 月 29 日付記事

<sup>37</sup> L'economiste、2011 年 5 月 18 日付記事

<sup>38</sup> カサブランカ路面電車 HP

<sup>39</sup> L'economiste、2009 年 11 月 13 日付記事

<sup>40</sup> 設備・運輸・ロジスティック省

<sup>41</sup> AMDI



#### 4. 港湾

モロッコには13の貿易港、19の地域・地方港、6のレジャー港がある。現在、第1タンジェ地中海港（ターミナル1及び2）が稼働しており、コンテナ処理能力は年間300万TEU、第2タンジェ地中海港（規模500万TEU/年）整備工事は2009年7月より着工されており、完成予定は2016年。ジョルフ・ラスファーではLNGターミナルの建設も始まっている（2014年工事開始、2019年完成予定）<sup>42</sup>。2009年に発表された西ナドール湾開発では、第1フェーズとして炭化水素燃料及び石炭の貯蔵施設を備えたターミナル、第2フェーズとしてコンテナターミナル（規模300～500万TEU）の建設が予定されている。2015年着工、2019年竣工予定。

#### 5. 電力

2013年末における発電容量は7,342MWで、22,995kmの超高圧・高圧電線により各地に送電されている。地方電化率は98.51%。モロッコは2008年に発表された「新エネルギー戦略」において、2020年における発電容量のうち再生可能エネルギーが占める割合を42%（太陽14%、風力14%、水力14%）にまで拡大するとしている。また、2009年11月には太陽エネルギー発電計画を、2010年6月には風力エネルギー計画を発表した。2020年までにそれぞれ発電容量2000MWを目指しており、ワルザザート太陽発電所（160MW、2013年着工、第1フェーズは2015年8月に稼働開始予定。）やタザ風力発電所（150MW、2014年着工）など多数の発電所建設が計画されている。

エネルギー・鉱山・水利・環境省によると、経済成長に伴う国内電力需要の伸びは今後年率6%を超えると予測され、約10年でほぼ倍増する国内電力需要への対応が急務となっている。しかし、発電容量の約7割を輸入燃料に依存していることから、今後の燃料調達は大きな課題である。これを踏まえて政府は再生可能エネルギー（太陽・風力・水力）の利用拡大を進めるほか、2014年12月には液化天然ガス（LNG）開発国家計画を発表、総額46億ドルをかけて2025年までにLNG貯蔵ターミナルやガスタービン複合サイクル発電所を建設し、石油に代えて高効率のLNG発電の割合を高める計画である。

### V. 投資の保護<sup>43</sup>

モロッコの通貨ディルハム（DH）は、基本的に交換性はないが、通常のビジネス業務（即ち、輸出入、国際輸送、保険・再保険など）、および外国投資（外国在住のモロッコ人による外貨での投資）については交換性がある。

為替局は外国投資家による収益、資本の国外送金を金額または期間に制限なく保証している（1992年9月15日通達第1589号）。この措置は外国籍の個人または法人（モロッコ居住/非居住）に適用される。

2013年3月時点、憲法により民間所有権を保証する外国投資保証に関する（国営化や没収を防ぐ）「投資促進・相互保護協定（Accord sur la promotion et la protection réciproque des investissements）」を、62カ国（日本は含まれない）と締結している<sup>44</sup>。

<sup>42</sup> 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書、2012年12月

<sup>43</sup> AMDI

<sup>44</sup> ジェトロ・パリ事務所によるモロッコ投資開発庁へのヒアリング（2013年3月）

モロッコと日本の間では、二重課税回避協定は未締結である。

## VI. 投資の際の注意事項

在モロッコ日本国大使館が 2011 年に行ったモロッコ駐在の主要国専門家からのヒアリングによると、5～10年後のモロッコ経済の見通しについては、概ねポジティブであった。また、ビジネス活動におけるモロッコの利点は、政治・経済情勢・財政状況が比較的安定していること、EU 市場に近いこと、及び、通信・運輸等産業インフラが整っていることが挙げられている。一方課題としては、諸手続きの煩雑さ、司法システムの不透明性、また教育システムの脆弱性等に起因する、質の高い中間労働者層の不足が挙げられている<sup>45</sup>。さらに、企業の求める人材と教育のミスマッチの問題が常々指摘されており、教育セクターの改革が急務とみなされている。モロッコ政府は、人材育成のための緊急プログラム（2008～2012年）を実施し、2015年までに産業界において必要となることを見込まれる 22 万人（マネージャー 3,800 人、エンジニア 1 万 5,800 人、技術者 5 万 9,400 人、オペレーター 1 万 4,100 人等）の人材育成に取り組んできた<sup>46</sup>。職業訓練及び促進局（OFPPT）では、包括的産業プラットフォーム（P2I）に進出した企業支援を目的に、自動車産業、農業加工業、航空産業など分野別の専門教育センターを各都市に開設。2014 年末までに 54.3 万人が研修を受けており（うち 4 分 3 が、卒業後就職）、2017 年までの 3 年間で新たに 60 万人が研修を受けるとしている<sup>47</sup>。

経済協力開発機構（OECD）は、2011 年 6 月「モロッコ—ビジネス環境開発戦略」と題した報告書をまとめ、その中でモロッコの貿易、投資、民営化政策に関する数々の改革、特に、中小企業奨励、民間・国公社間パートナーシップ、大規模なインフラプロジェクト分野における改善を高く評価した<sup>48</sup>。一方、モロッコがさらに外国投資を惹きつけるためには、中小企業育成、汚職追放策強化、土地取得・登記に関する障害軽減、地域をつなぐインフラ改善、雇用創出強化、管理能力強化、行政手続き簡素化、各官省・行政体間の調整改善などが必要であると指摘している。

## VII. 日系企業の進出状況

外務省発表の海外在留邦人数調査統計によれば、2013 年 10 月 1 日時点での在モロッコ邦人数は 385 名。進出日系企業数は前年比 5.7%増の 37 社と増加傾向が続いている。モロッコはアフリカ大陸において、南アフリカ、エジプトに続き 3 番目の日本企業進出先となっている。主な進出企業は以下のとおり。

### ・駐在員・リエゾン事務所

伊藤忠商事、住友商事、双日、富士フィルム、丸紅、三井ハイテック、三井物産、三菱商事、マルハニチロ水産など

### ・現地法人、関連企業

<sup>45</sup> 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書、（2014 年 3 月）

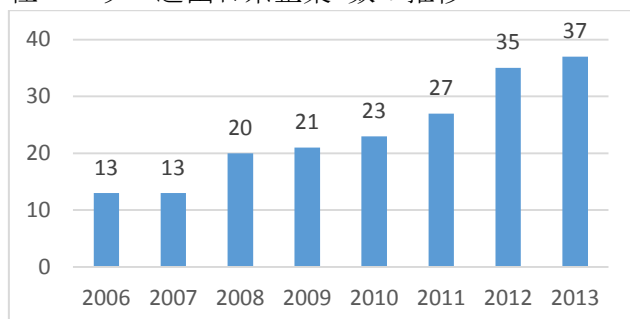
<sup>46</sup> 在モロッコ日本国大使館経済班、モロッコ経済情勢報告書、（2012 年 12 月）

<sup>47</sup> LE 360、2015 年 3 月 19 日付記事

<sup>48</sup> OECD

ブリジストン、住友電装（8工場）、矢崎グループ（2工場）、タカタ、デンソー、フジクラ（2工場）、マキタ、ディスコ、富士通、YKK など

在モロッコ進出日系企業\*数の推移



(注) 本邦企業、現地法人日系企業、合弁企業、日本人が現地で起した企業を含む  
(出所) 外務省「海外在留邦人数調査統計」

#### 2013～14年の日系企業の進出状況

- ・ 2013年11月、住友電工グループのSEWS-CABINDモロッコが2億8300万DHの投資を行い、カサブランカ近郊のイン・ハルータに8番目となる工場（31,324㎡、300人雇用）を開設した<sup>49</sup>。
- ・ 2013年10月、ブリジストンはカサブランカのゼナタ地区にあるタイヤセンターにショールームを開設した。2014-5年にはマラケシュにもショールームを開設予定<sup>50</sup>。
- ・ 富士フィルムは、モロッコ企業プリンテル（Burintel）とモロッコにおけるデジタルカメラ独占流通契約を締結した<sup>51</sup>。
- ・ 2013年6月、自動車ワイヤハーネス製造の矢崎総業はカサブランカに4番目の工場建設を発表した<sup>52</sup>。2013年に予定されていた3番目の工場となるメクネス工場建設（投資額1,730万ユーロ、2,600人の雇用予定）は、2014年8月に着工、2015年7月末の完成予定。なお、メクネスでは、2013年5月より既存施設内にて操業を開始している。
- ・ 2014年6月、オーストラリアのカスバが進める錫開発プロジェクト（Achmmach Tin Project）に豊田通商（20%、1,720万ドル）及び日鉄鉱業（5%）が出資した。2016年に生産開始予定<sup>53</sup>。

<sup>49</sup> L'USINE NOUVELLE 2013年12月6日付記事、SEWS-CABIND Maroc ホームページ

<sup>50</sup> La tribune 2013年11月1日付記事、2011年4月4日付プレスリリース

<sup>51</sup> La tribune 2013年11月7日付記事、2012年5月16日付プレスリリース

<sup>52</sup> Aujourd'hui Le Maroc 2013年6月17日付記事、L'USINE NOUVELLE 2014年4月28日付記事、

<sup>53</sup> カスバ社 2014年6月30日付プレスリリース

アンケート返送先 FAX : 03-3587-5309  
e-mail : ORH@jetro.go.jp  
日本貿易振興機構 海外調査部 中東アフリカ課宛



● ジェトロアンケート ●  
調査タイトル：モロッコの投資環境

今般、JETRO では、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のJETROの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、JETRO個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、JETROの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

本レポートに関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中東アフリカ課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL : 03-3582-5180  
E-mail : ORH@jetro.go.jp

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載